

議案提出について

議案「原爆症認定に係る問題の早期解決を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成19年12月18日

金沢市議会議長 宮 保 喜 一 様

提 出 者

金沢市議会議員	平	田	誠	・
〃	玉	野		道
〃	安	居	知	世
〃	宮	崎	雅	人
〃	黒	沢	和	規
〃	山	野	之	義
〃	新	村	誠	・
〃	苗	代	明	彦
〃	田	中		仁
〃	松	井	純	・
〃	森	尾	嘉	昭
〃	中	西	利	雄
〃	高	村	佳	伸

議会議案第11号

原爆症認定に係る問題の早期解決を求める意見書

広島・長崎に投下された原子爆弾は、多くの人々のとうとい命を奪い、辛うじて生存した人々には重大な放射線後遺症の被害を与えた。現在も26万人近くの生存被爆者が原爆放射線の影響により多重がんなどの重篤な疾病を患い、日常生活に不安と苦痛を感じている。

これらの人々が厚生労働省に対して原爆症と認定するよう申請を行っても、そのほとんどは却下処分となっており、現在、原爆症の認定を受けている被爆者は被爆者健康手帳を持つ人全体の約1%にすぎない。そのため、却下処分を受けた全国の被爆者約300人が、その取り消しを求めて提訴を行った結果、既に大阪・広島・仙台地裁では原告全員、また名古屋・東京・熊本地裁においても多数の原告の訴えを認める判決が出されているが、いずれも国は控訴している。

このままでは、ほとんどの被爆者が原爆症と認定されない事態が続き、原爆被害の実相を明らかにさせるためには、被爆者は生きている限り裁判を続けなければならない。

よって、国におかれては、内部被爆のもたらす影響や被爆者の健康状態などの実情にかんがみ、早期に原爆症の認定を行い、被爆者の救済について迅速かつ適正な対応を推進するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。